

## 伊方原発 再び差し止め

阪神・淡路大震災から 25 年目の 1 月 17 日、伊方原発差し止めという決定があった。写真は朝日新聞 18 日朝刊 1 面。リードから一四国電力伊方原発 3 号機(愛媛県伊方市)の運転差し止めを山口県の住民が求めた仮処分申し立てで、広島高裁は 17 日、運転してはならないとする決定を出した。森一岳裁判長は、原発付近に活断層がないとした四電の調査は不十分で、阿蘇山(熊本県)の大規模噴火時の想定も過小評価だと判断。原発の運転を差し止めた司法判断は、東京電力福島第一原発事故後は 5 件目で、うち高裁で 2 件目。



同紙 19 日「天声人語」から一東日本大地震の後、「災後」という言葉が使われるようになった。戦後に匹敵するような復興の努力が求められたからだ。あまり知られていないが、「災間」という言葉も生まれた。雑誌『図書』の 1 月号で、民俗学者の赤坂憲雄さんが焦点をあてている▼私たちはいま巨大災害の後を生きているのではなく、災間を生きている。「いつとは知れず、しかし確実に近い将来起こるはずの大きな災害までの、ほんのつかの間の猶予期間を生かされている」のだという。備えを求め、緩みを戒める考え方である▼それを地で行くような司法判断に思える。愛媛県の伊方原発 3 号機をめぐる、広島高裁がおととい運転を差し止める決定をした▼争点の一つが、原発の近くに地震を引き起こしかねない活断層があるかどうかだった。存在しないとする四国電力に対し、森一岳裁判長は「活断層がある可能性は否定できない。電力会社の調査は不十分だ」と判断した▼原発を動かしたい電力会社や、再稼働を認めた原子力規制委員会からすれば、高裁の決定は「心配しすぎ」と映るかもしれない。しかし福島の事故から学ぶべきは、巨大津波を懸念する声が、地震前からあったという事実である。それに耳が傾けられないまま、メルトダウンを迎えてしまったという現実である▼四国電力は「決定は承服できない」と不服申し立てに向かい、国は再稼働の方針を変えようとしな。今このときが「災前」かもしれないと考えることはないのだろうか。

この天声人語を読んで、広島高裁による原発差し止め判決とともに、「災後」「災間」「災前」というキーワードに注目した。じつは名古屋市立大を定年退職した 2014 年に『災後の新聞』という小さな本を出版した。東日本大震災と福島第一原発事故、そして戦後を意識してタイトルをつけた。この続編も刊行したいと勘考しているのだが。

(2020 年 1 月 21 日)